

2026 年度 佐倉市

予算編成に対する要望・政策提案書



2025 年 9 月

さくら・市民ネットワーク

2026 年度

予算編成に対する要望・政策提案

佐倉市長 西田 三十五 様

日頃より市政の運営にご尽力いただき、ありがとうございます。

近年、気候変動による温暖化などが、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。今年の夏は昨年よりも一段と気温が上昇し、記録的な猛暑となりました。昨年発生した「令和のコメ騒動」も、猛暑による米の供給量減少が要因の一つであると言われ、今年も同様の懸念が広がっています。佐倉市でも農業への支援が求められます。

そのような中、米価格の高騰をはじめ物価や光熱費の上昇で、苦しい市民生活が続いています。昨年度は国民保険税や介護保険料が引き上げられ、さらに、2026 年度には水道料金の値上げが予定されています。市民は、これまで以上に厳しい生活を強いられることになります。

今こそ、大型公共事業に多額の税金を投入するのではなく、市民生活に根差した税金の使い方に政策転換する必要があります。

また、7月の参議院選挙では、排外主義的な主張が展開され、教育現場などで多文化共生が危ぶまれる事態が懸念されています。すべての人権が尊重され、差別のない、多様性が認められる社会に向けた取り組みを、これまで以上に推し進めることが重要です。

市民ネットワークの要望書は、市民の皆さんがお寄せくださった声を集め、多岐にわたって提案させていただいています。ぜひ市政に反映していただきますよう、お願いいたします。

2025 年 9 月 29 日

さくら・市民ネットワーク代表

山部 佳子

市民ネットワーク議員団

松島 梢

五十嵐 智美

伊藤 とし子

危機管理

○印は新しい項目、太字は重点項目、下線は変更項目です。

- 1 地方自治を堅持するため、佐倉市独自の条例や計画で対処する。また、指定地域共同活動団体は指定しない。
- 2 佐倉市国民保護計画の冒頭に「日本政府の平素からの外交努力により、武力攻撃事態を未然に防ぐことが重要である」と明記し、「佐倉市平和都市宣言」の全文を掲載する。
- 3 **地震発生の際、避難や救助のための車両が通行できるよう、道路啓開を早急に行える体制を整備する。**
- 4 ハザードマップで浸水想定区域の住民に対し、夜間も含め、実態に即した避難訓練を行う。
- 5 職員と住民で構成する、避難所運営委員会を全市的に設置する。
- 6 避難所に、簡易ベッドと間仕切り、テントを計画的に増やす。
- 7 災害時の自宅避難者と要配慮者を把握し、支援体制を構築する。
- 8 被災地の町内会・自治会に職員を常駐させ、相談窓口とする。支援物資は仕分けの手間を減らすために、住民が自由に持ち帰られるようにする。
- 9 佐倉市防災会議に女性委員を増やし、公募市民の枠を設ける。
- 10 福祉施設対象に太陽熱温水器設置の助成制度を設け、災害時に風呂を被災者が利用できるよう協定を結ぶ。
- 11 休日・夜間に災害が発生した設定の職員訓練を全庁的に行う。
- 12 **災害時協力井戸の登録制度を作り、市民に呼びかける。**
- 13 災害時対策として、上下水道の技術職員を増やす。
- 14 感震ブレーカーを普及させるための補助金制度を設ける。
- 15 浸水想定区域には、高齢者施設など福祉施設を誘致しない。
- 16 東海第二原発再稼働に備え、事故発生時の対応、外部被ばくと内部被ばくの危険性と予防法などをわかりやすく記載した「佐倉市放射能防災マニュアル」を作成し、全戸配布する。また、原発事故に備え、市内の防災備蓄倉庫にヨウ素剤を備蓄する。
- 17 オスプレイが佐倉市上空を飛行する場合、必ず事前に通告するよう北関東防衛局に要請する。
- 18 **体育館の断熱化とエアコン設置を進める。**
- 19 給水車を増やし、市の西部にも配備する。
- 20 食料の備蓄を増やす。
- 21 **平時から学校の施設を使った炊き出し訓練を実施する。**

市民参加・情報公開

- 1 市民参画のもとに自治基本条例を策定する。
- 2 西田市長は「意思決定のプロセスは徹底して透明化を図る」という1期目の公約を守る。
- 3 市長は市民から市政に関する面談の要望があった場合は可能な限り対応し、記録を公開する。
- 4 市長は佐倉図書館の汚水滞留問題のような重大な不祥事が発生した際、早急に市民への説明を行い、すべての情報を公開する。

- 5 教科書を採択する教育委員会会議は公開する。
- 6 市民対象の予算説明会を復活させ、また、決算説明会も行う。
- 7 予算・決算や介護保険改定など、市政に関する出前講座を設け、市民の関心と理解を深める。
- 8 **パブリックコメントの募集は、市民が取り組みやすいよう期間をすべて1カ月とし、ホームページだけでなく「こうほう佐倉」にも掲載する。結果を早く公表する。**
- 9 **交付金申請など国や県とのやり取りは、申請段階で市議会に報告する。**
- 10 デジタル改革関連法ではなく、佐倉市個人情報保護条例に規定されている個人情報の直接収集の原則や、思想、信条、宗教及び社会的差別の原因となる個人情報の収集を行わないとしている点を堅持する。
- 11 防犯カメラのデータ管理は個人情報保護条例に基づいて厳格に行い、警察に渡した場合は必ず議会に報告する。
- 12 **市のホームページに条例、規則だけでなく、要綱まですべて掲載する。**
- 13 自衛隊から適格者情報の照会があった場合は、議会に報告し、情報は提供しない。
- 14 **本会議場の傍聴席の音声を聞き取りやすく改善する。**
- ⑮ 公益通報者保護制度の機能を高めるため、第三者機関を設置し、相談や調査を行う。また職員研修を充実する。

行財政改革

- 1 **不適切な事務処理が発生しないよう、適正な職員数を確保し、万全なチェック体制を構築する。**
- 2 公契約条例策定に向けて、具体的な取り組みを始める。
- 3 プロポーザル方式に関しては透明性を高めるため、外部審査委員を入れ、審査委員会の議事録をすべて公開する。また、すべての案件を「入札監視委員会」にかける。
- 4 入札監視委員会は、入札結果から課題を洗い出し、入札制度改善につなげる提言を行う。
- 5 総合評価方式一般競争入札は、建設工事だけではなく、7000万円以上の業務委託にも適用する。また、簡易型に関しては、審査会に外部委員を入れる。
- ⑥ **総合評価方式一般競争入札において、係争中や指名停止の履歴がある場合は減点の対象にする。**
- 7 随意契約の地方自治法施行令 167 条の 2 の②「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」を適用する場合は、その理由をホームページ上の「契約内容表」に記載する。
- 8 補助金や助成金等の交付については、交付基準と交付先をゼロベースで見直す。さらに交付基準の抜本的な見直しを行うため、市民参加の第三者機関を早急に設置する。
- 9 指定管理者制度における事業者選定の審査委員会は公開とする。また契約期間中の業者変更の際は、改めて基準に則って厳正に審査する。
- ⑩ **図書館、公民館など、住民福祉にかかわる施設は指定管理者制度導入の対象としない。**
- ⑪ **会計年度任用職員の雇用は年度ごとの更新を廃止し、積極的に正規登用とする。**
- 12 黒塗り公用車を全面的に廃止する。

- 13 産業大博覧会の参加費は無料に戻す。

まちづくり

- 1 通学路に歩道・ガードレール・路側帯・ハンプの整備を教育委員会と連携し急ぐ。
- 2 歩行者の安全確保のため、歩道の整備を促進する。また、「ゾーン 30」や大型車両の乗り入れ禁止を徹底させる。
- 3 裏新町の通学路をスクールゾーンにし、車両進入禁止（7：00～8：00）とする。
- 4 城址公園、里山自然公園の計画に位置付けられている Park-P F I 制度等は、民間活用の是非も含めて検討する。専門家を入れた第三者委員会を立ち上げる。
- 5 コミュニティバスの利用者を増やすため、無料体験デイを設ける。また、市民参加のコミバス検討委員会を設置し、ルートの再編などについて検討する。
- 6 医療・買い物難民地域の現況調査に取り組み、デマンドタクシーなど、早急に対策を講じる。
- 7 谷津環境保全指針を発展させ、里山保全条例を制定し、相続税、固定資産税などの減免制度を創設する。
- 8 森林環境譲与税についての管理運営委員会に、市民公募委員を入れる。
- 9 野鳥の森を、市民が楽しめて、環境学習にも利用できるよう整備する。
- 10 空き店舗解消については、貸し手と借り手のマッチングを進めるため、民間と提携し、「まちづくり会社」を設立する。
- 11 不必要な霞ヶ浦導水事業から撤退する。
- ⑫ 上水道の大口利用者に適した料金負担を課すため、逓増度を高める。
- 13 下水道料金は、500 m³/月以上にも使用料単価設定を設ける。
- 14 街路樹調査を行い、根上がり対策・剪定など、長期的な管理計画を策定する。
- 15 公園に、障がいのある子もない子も共に遊べる遊具を設置する。
- 16 子どもから高齢者まで集える地域の居場所づくりのため、空き家活用など積極的な支援を行う。
- 17 消費生活展を復活させ、志津公民館祭など市民参加の事業に予算を拡充する。
- 18 休息するための「まちかどベンチ」を設置する。
- 19 地域づくりを進めるために労働者協同組合法のセミナーを開催する。
- 20 美術館に高齢者割引制度を設ける。
- ⑭ 危険な臼井田変則五差路の安全対策を県警、千葉県と協議する。

環境

- 1 ペットボトル削減のため、公共施設に給水機設置をさらに進め、マイボトル持参を市民に広く呼びかける。
- 2 安全な地下水をいつまでも飲み続けられるよう、千葉県環境保全条例に位置づけられた地下水揚水規制見直しを県に求める。
- 3 「佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例」に、土壌の汚染及び災害の発生の防止だけ

でなく、崩落、土壌汚染、悪臭等、周辺住民の生活に影響が発生した場合、原状回復を事業者に義務付ける内容を盛り込む。また、施行規則第6条を削除し、すべての土地の埋め立て行為に、住民への事前説明を義務付ける。

- 4 民間の建築物を解体する時のアスベスト対策に、助成制度を設ける。
- 5 家庭内の化学物質（除草剤、殺虫剤、殺菌剤、消臭剤、芳香剤、柔軟剤、制汗剤等）で健康被害が起きることを市民に広く知らせる。また、健康被害の相談窓口を設ける。
- 6 「香料自粛のお願い」のサイトに、ホームページから簡単にアクセスできるようにする。A2判のポスターをすべての公共施設と学校等に常時目に入りやすい場所に貼り、チラシにして学校で個別配布する。また、自治会で回覧し、こうほう佐倉で周知するなど、注意喚起に努める。
- 7 学校及び公共施設では、合成洗剤の使用をやめ、すべて石けんに切り替える。また、胎児への影響を考慮し、マタニティクラス等ではせっけんと合成洗剤の違いを示し、経皮毒性の影響を避けるように説明する。
- ⑧ **市有施設にペロブスカイト電池のソーラーパネルを設置する。**
- ⑨ 戸建住宅のソーラーパネル設置に対する助成制度を拡充する。
- 10 携帯基地局の設置に伴う市民と事業者との紛争を防ぐため、「携帯基地局の設置に関する条例」を策定し、以下の項目を盛り込む。
 - 1) 学校や保育園の近辺では携帯基地局を規制する。
 - 2) 事業者が携帯基地局を設置しようとする時には、基地局の高さの2倍以内にある土地所有者に計画の概要を事前に説明する。
- 11 市内のメガソーラー基地や携帯基地局の電磁波調査をする。メガソーラー建設に際し、事業者の住民説明会を義務付ける。
- 12 印旛沼汚濁の最大の原因は、自然系（①洗車などの洗剤や殺虫剤等の流入によるもの ②農薬や化学肥料、除草剤の使用など）であることを市民や農家、また中小の事業者にも周知徹底し、軽減策を講じるよう求める。
- 13 **市主催の事業、及び自治会や市民団体が主催するイベントでリユース食器利用料の助成を行い、ゼロカーボンシティ宣言にふさわしい、積極的な利用を進める。**
- 14 日常生活に多用されているPFASの危険性を市民に周知する。
- 15 **公共工事に福島原発事故由来の除染土を使わない。**
- 16 焼却飛灰の放射性物質の測定値に異常が出た場合、直ちに公表し、対策を講じる。

教 育

- 1 学校教育の中で平和憲法と立憲主義の大切さを教える。
- 2 小・中学校における主権者教育を推進する。
- 3 道徳の授業では、愛国心の押し付けではなく、子どもの意見を尊重する人権教育を行う。
- 4 学校のきまりの変更にあたっては、子どもの参加を原則とする。

- 5 デジタル教育については、電磁波の影響を受けやすい子どもの健康被害を調査し、対処する。
- ⑥ デジタル教育は学力低下や子どもたちへの悪影響が指摘されているため、市として検証し見直す。
- 7 **部活動の地域展開（移行）に際しては、子どもの意見を尊重し、保護者に経済的負担を課さない。**
- 8 就学援助制度については、部活動など、対象となる費目を拡大する。
- 9 就学援助制度の支給基準は、生活保護基準の 1.5 倍とする。また、支給方法は口座振込にする。
- 10 **給食費は無償とし、有機農作物の利用を拡充する。材料費の差額分は市が補償する。**
- 11 高等学校等奨学金補助制度の成績要件を撤廃する。
- 12 市費負担のスクールソーシャルワーカーを導入する。
- 13 通常学級に在籍する本人及び保護者からの求めに応じられるよう、特別支援教育支援員を拡充する。
- 14 教科書採択を行う印旛地区採択協議会の分割を県教委に求める。
- 15 図書館の予算を増やし、蔵書を充実させる。
- 16 **図書館に指定管理者制度を導入せず、市民参加で図書館の運営を話し合う委員会を設置する。**
- 17 学校図書館については司書を各学校に配置し、蔵書を増やし、常時利用できるようにする。
- 18 子どもの腰痛などの健康障害を回避するため、ランドセルではなく、ランリュック等、軽量の通学かばんの利用が可能であることを周知する。
- 19 学校用務員は、直接雇用に戻す。
- 20 算数セットなどの教材は個人購入ではなく、共同使用の学校の備品とする。
- 21 トイレに生理用品を常備する。
- 22 L G B T Qに配慮した対応を行う。
- 23 小1プロブレム対策として、保育士の資格のあるサポートスタッフを小学1年生に配置する。
- 24 温暖化対策として、エアコンの更新時期である 2030 年までに計画的に、まずは校舎最上階の教室の天井部分、窓などの断熱改修を行う。
- 25 学校のプール授業については、保護者や生徒の意見を取り入れながら、今後のあり方を検討する。

子ども

- 1 市長の1期目の公約である「子どもの権利条例」を早急に制定し、子どもが相談できる第三者機関を設置する。
- 2 「子どもへの暴力防止プログラム（CAP）」を就学前及び小・中学校で実施する。
- 3 学童保育に保護者・事業者・市で構成する三者協議会を設置する。
- 4 ヤングケアラー相談機関を早急に設置する。
- 5 各地区にヤングプラザのような、若者・子どもたちの居場所を増やす。
- 6 子宮頸がんワクチンの副反応情報を正しく市民に伝え、接種勧奨を行わない。接種者全員の健康調査を行い、被害者に対しては十分な補償が行われるよう支援する。子どもたちへの新型コロナワクチン接種による健康被害が懸念されるため、副反応について広く周知する。
- 7 保育園・幼稚園・学校関係者、公共施設の職員、児童生徒、保護者に、化学物質過敏症の発症や重

症化の原因となる香料の害についてポスター掲示、チラシ配布等を行い、柔軟剤や殺菌剤等の使用を自粛するよう呼びかける。

- 8 妊婦健康診査受診票の回数制限を撤廃し、受診時の交通費助成、多胎児の母親の出産前後の育児支援サポート体制を充実させる。
- 9 佐倉幼稚園の園舎の後利用として、不登校児童生徒の居場所や学童保育などを検討する。

福 祉

【高齢者福祉について】

- 1 介護保険料・利用料の減免制度を創設する。
- 2 高齢者施設の食費・部屋代の負担軽減の枠から外されたサービス利用者への影響を調査し、救済策を検討する。
- 3 総合事業のサービスについて、地域包括支援センターは利用者の立場に立った提供を行う。
- ④ 認定調査に1カ月以上かかる状況を改善する。
- 5 要支援1、2の割合が高い理由を精査し、認定の改善につなげる。
- 6 高齢者の増加に伴い、公共施設の空きスペースを利用して地域包括支援センターの窓口を増設する。
- 7 地域包括支援センターは人員を増やし、職員の過重な負担を軽減する。
- 8 小規模多機能施設等の整備を促進するために、事業者への支援策を講じる。
- 9 市民後見人制度の周知を図り、活用を進める。
- 10 介護予防策として、高齢者の積極的な外出のために、公共交通の運賃補助やタクシー券を発行する。
富里市のようなデマンド交通を検討する。
- 11 訪問介護事業者への報酬単価減額による経営難の状況を調査し、減額分を補助し、国に改善を要望する。

【国民健康保険について】

- 1 資格確認書を恒久的に発行する。
- 2 保険税の値上げを抑えるための法定外繰入れは堅持する。
- 3 市独自の減免制度を創設する。
- 4 18歳以下の子どもの均等割を減免する制度を作る。
- 5 払いたくても払えない滞納者の救済策を講じる。
- 6 滞納者の実態調査を福祉の視点から行う。差し押さえ対象者の実態調査をきめ細かく行い、差し押さえ率を抑える。
- 7 糖尿病早期発見のために、住民健診を30歳から開始する。
- 8 雇用者保険のように、傷病手当を創設する。
- 9 国保制度は助け合い制度ではなく、憲法25条に則った社会保障制度であることを、職員全員に周知徹底させるとともに、市民に向けて広報する。

【障がい者福祉について】

- 1 障害者優先調達推進法に基づき、共同受注窓口の運営などに取り組む。
- ② 市が行っている優先調達先を増やし、優先調達実績をホームページで公表する。
- 3 市内事業者には障がい者雇用の実例を紹介し、マッチングを進め、雇用を促進する。
- 4 難病者に対する見舞金支給を、旧制度の支給額に戻す。
- 5 重度心身障害児・者の医療費助成制度に導入した自己負担を取りやめる。
- 6 障害者差別解消法に関する職員研修を徹底するとともに、バリアフリー化を進める事業者に助成する。
- 7 障害者差別解消支援地域協議会は、障がい者差別の具体的事例から差別の実態を把握し、必要な対応策を実施する。
- 8 化学物質過敏症患者・香害被害者などは様々な場面で生きづらさを抱えており、「障害者差別解消法」の対象になる。合理的配慮がなされるよう、広報等で周知する。

【生活保護及び困窮者自立支援について】

- 1 申請はすべて受け付け、扶養照会については本人に確認し、拒否すれば行わない。
- 2 受給決定までの期間、宿泊できるシェルターを作る。
- 3 同行支援者がいない場合も、決定までの期間を1週間を基準とし、可能な限り短縮する。
- 4 つなぎ資金については、船橋市のように要項を制定し、健康で文化的な最低限度の生活ができる金額を一括貸付する。
- 5 車の所有は柔軟に対応する。
- 6 佐倉市内の無料低額宿泊所の詳細な実態調査を千葉県と共に行う。入所者の人権が守られ、食事の質を向上させ、自立支援プログラムがきちんと行われるよう、業者を厳正に指導する。また、住宅扶助費全額を住居費に充てることをやめさせる。
- 7 ケースワーカーによる利用者への訪問など、見守りをていねいに行う。
- 8 医療扶助にカウンセリング料金も入れる。
- 9 改正住宅セーフティネット法に基づき、住宅困窮者を積極的に支援する。
- 10 生活困窮者自立支援制度で任意事業となっている一時生活支援事業に取り組む。
- 11 上下水道料金における生活保護利用者の減免制度を復活する。

【その他福祉】

- 1 福祉労働者の人権を守るため、パワハラ・セクハラ相談窓口を設置する。
- 2 子ども食堂に財政的支援をする。
- ③ 福祉避難所についてホームページで周知する。また、指定福祉避難所を増やす。

ジェンダー

- 1 佐倉市男女平等参画推進条例の周知徹底に努め、施策に反映させる。また、LGBTQについて条

例に位置付ける。

- 2 「DV相談」「にんしんSOS」へのサイトを市のホームページにアクセスしやすい配置にする。「DVカード」「にんしんSOS」を市内の公共施設、商業施設に置く。
- 3 中学校において男女混合名簿を推進する。
- 4 審議会、各種委員会（農業委員会も含む）において、メンバーの男女比率を同じにする。
- 5 女性職員の管理職比率40%の目標を達成するため、働きやすい環境を整備する。
- 6 公共施設のトイレに生理用品を常備する。
- 7 「佐倉市男女平等参画推進センター ミウズ」の講座等の情報を分かりやすく周知する。市のホームページやこうほう佐倉に掲載し、市民の利用を広く促す。
- 8 「困難な問題を抱える女性支援法」を市民に周知し、当事者に寄り添った支援を行う。
- 9 政治分野における男女平等を推進するために、市民向け講座を開催し、実効性ある施策を行う。

食と農

- 1 「オーガニックビレッジ宣言」にふさわしい有機農産物の取り組みを進め、学校給食の有機化を目指す。また、市内の有機生産者を増やすための支援を行う。
- 2 市独自の有機農産物認証制度を創設する。
- 3 有機農業を進めるために、空き家や空き店舗を利用した有機農産物直売所を開設し、消費者に有機農産物を広める。
- 4 水田の農薬空中散布をやめる。
- 5 遺伝子組み換え技術やゲノム編集、食品添加物の危険性についてのフォーラムを開く。
- 6 飯野台ふれあい農園やサンセットヒルズ農園をさらに周知し、利用率を高める。
- 7 新規就農者に、遊休農地や農機具を貸し出すためのマッチングシステムを作る。
- 8 在来種を保全している生産者を支援する。
- ⑨ 営農と太陽光発電を同時に行うソーラーシェアリングは、地球温暖化対策と耕作放棄地対策になるため、助成制度を創設する。

平和・人権

- 1 市長は「脱原発首長会議」に参加する。
- 2 平和都市宣言に基づき、政府に対し【「核兵器禁止条約」の早期締結を求める】署名用紙を公共施設に置き、引き続き市民に署名を呼びかける。
- 3 市長は「人権尊重・平和条例の思いを次代に継承」の公約を守る。
- 4 平和を守るための市民の多様な活動が広がるよう、積極的に後援する。
- 5 中学生の「平和使節団」は、派遣先に沖縄も入れる。
- 6 産業大博覧会への自衛隊の出展を取りやめるとともに、イオンタウンなどの商業施設にも、出展自粛を呼びかける。